

市からの お知らせ

- 主催者
- 日時・期間
- 対象・定員
- 場所・会場
- 講師
- 費用(記載のないものは無料)
- 物持ち物
- 申込方法 問い合わせ
- 保育 保育あり
- 手話 手話または要約筆記あり(下欄※参照)

申し込み記入例

- あて先は
各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは
〒181-8555
三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は
返信用にも住所・氏名を
記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号・メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

お知らせ

家庭系ごみ指定収集袋の減免申請会場が変わります

10月22日(日)の衆議院議員選挙に伴い、10月10日(火)～26日(木)は第二庁舎1階で、27日(金)以降はごみ対策課(第二庁舎2階)で申請を受け付けます。

☎同課☎内線2535

コンビニ交付一時停止のお知らせ

都庁の電気設備点検に伴い、コンビニエンスストアでの住民票の写し・印鑑登録証明書などの交付を一時停止します。

☎10月21日(土)

※市内の自動交付機は使用できます。

☎市民課☎内線2326

「敬老のつどい」の中止について

9月17日の「敬老のつどい」(2日目)は、台風18号の接近に伴い中止しました。防災無線、広報車での中止のお知らせが全ての方に届かず、大変ご迷惑をお掛けしました。ご来場された皆様をはじめ、関係者の皆様に深くお詫びいたします。

☎高齢者支援課☎内線2625

男女平等参画を考える啓発誌

「Shall we?」65号を配布中

今号のテーマは「「コーヒーいれて！」から「Shall we?」へ 男女をめぐる四半世紀」。市内公共施設・郵便局などで配布しています。

☎企画経営課☎内線2115

住居表示の届け出をお願いします

新築や建て替え、出入り口を変更したときは住居表示新築届出が、共同住宅など建物の名称を変更するときは物件名称変更届出が必要です。届け出がないと、正しい住所が確定せず、転入・転居、印鑑登録などの手続きができない場合がありますのでご注意ください。

☎市民課(市役所1階)☎内線2323へ

中小企業退職金共済制度

(中退共済制度)をご活用ください

中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

☎☎中小企業退職金共済事業本部☎☎03-6907-1234・HPhttp://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/へ

赤い羽根共同募金にご協力を

10月1日から第71回赤い羽根共同募金を実施しています。地域に根差した社会福祉サービスを支援するために、今年もみなさんのご協力をお願いします。

☎三鷹市募金委員会事務局(三鷹市社会福祉協議会)☎46-1108

東京都最低賃金の改正

10月1日から東京都最低賃金が時間額958円に改正されました。都内で働くすべての労働者に適用されます。

☎東京労働局賃金課☎03-3512-1614、東京都最低賃金総合相談支援センター☎0120-311-615(業務改善助成金などについて。フリーダイヤル)

三鷹上連雀郵便局で証明書交付サービスを開始します

マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カードをお持ちの方は、10月2日(月)から三鷹上連雀郵便局(上連雀9-42-24)内のマルチコピー機(多機能端末機)でも住民票の写しなどが取得できます。

☎平日午前9時～午後5時

※利用時間が市内の自動交付機および全国のコンビニエンスストアと異なりますのでご注意ください。

※コンビニ交付の利用申請がお済みでない方は、事前に市民課(市役所1階7番窓口)で申請が必要です。

☎同課☎内線2326

環境センターでアスファルト被覆工事をを行います

平成25年3月までごみ焼却場として使用していた同センター敷地内(新川1-6-1)の土地の一部から土壤環境基準を超える物質が検出され、東京都に報告したところ、基準を超えた物質を人が摂取する経路がないことから「健康被害が生じるおそれがない土地」に指定されました。現在、土地の一部をシートで覆っていますが、さらなる安全対策としてアスファルト舗装などの工事をを行います。

◆工事の説明会

☎10月5日(木)午後7時～8時30分、8日(日)午後2時～3時30分

☎新川中原コミュニティセンター

☎当日会場へ

☎ごみ対策課☎内線2533

※自家用車での来場はご遠慮ください。

駅前放置自転車

クリーンキャンペーン「困ります！自転車置きざり知らんぷり」

10月19日(木)～27日(金)の期間中、放置自転車の撤去体制を強化します。定期・一時利用駐輪場をご利用ください。

◆自転車を放置すると

- まちの美観を損ねるだけでなく、体の不自由な方や高齢の方など、歩行者が歩きにくくなり危険です
- 安全でスムーズな車の通行ができなくなり交通渋滞を招きます
- 災害時の避難や、消防車の消火・救急活動を妨げます

◆放置自転車などは撤去します

歩道・車道などに放置している自転車や50cc以下の原動機付自転車(原付バイク)は撤去します。撤去した自転車・原付バイクは、三鷹市自転車等保管場

所(中原3-3-15、☎44-0012)で保管し、返還の際には撤去料(自転車2,500円、原付バイク4,000円)を徴収します。

☎道路交通課☎内線2884

10月は環境にやさしい買い物キャンペーン月間—マイバグキャンペーンを実施します

環境に配慮した買い物の実践とレジ袋の一層の削減を推進するため、啓発用ポケットティッシュを配布します。

☎☎10月19日(木)・20日(金)=ごみ減量・リサイクル協力店、24日(火)=三鷹駅南口、いずれも午後5時～6時

◇ボランティアとして参加しませんか

三鷹駅南口でキャンペーンに協力していただける方を募集します。

☎☎10月10日(火)までに必要事項(11面参照)・学生は学校名と学年をごみ対策課☎内線2535・FAX 47-5196・✉gomi@city.mitaka.tokyo.jpへ

☎同課☎内線2535

税金

臨時納税相談窓口を開設します

同日程で電話相談も受け付けます。

☎10月12日(木)～22日(日)の平日午前8時30分～午後5時、土・日曜日午前9時～午後4時30分

☎納税課(市役所2階25番窓口)

※土・日曜日は庁舎南側スロープ下の地下1階警備室前通用口からお入りください。

◆相談・納付(納入)できる税目など

市民税・都民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(償却資産分を含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

☎同課☎内線2432

10月31日(火)は市民税・都民税の納期(第3期)です

市税を未納のままにすると、法令に基づき延滞金が増加されます。特別な事情で納期内納付が困難な場合は、納税課(市役所2階25番窓口)へご相談ください。納付は便利な口座振替のほか、金融機関やコンビニエンスストア、ペイジー対応のATMでも可能です。

※ゆうちょ銀行は同課へお申し込みください。また、キャッシュカードによる口座振替受付サービスを実施しています。

☎同課☎内線2417(口座振替)・☎内線2433(納税相談)

国保・年金

医療費を全額自己負担したとき(療養費の支給)

国民健康保険加入者が医療費を立て

替え払いした場合は、療養費の支給を受けることができます。次に該当する場合は、医療費を全額自己負担で支払った後、保険課へ支給申請してください。審査で保険診療分として扱える金額を決定し、自己負担相当額を差し引いた金額を支給します。

◆対象

- ① 旅行先での急病など、やむを得ず保険証で治療が受けられなかった、
- ② 医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具代を支払った、
- ③ 骨折、脱臼、打撲、捻挫などで柔道整復師の施術を受けた、
- ④ 医師が必要と認めたマッサージ、はり、灸(きゅう)の施術を受けた(単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのものなどは対象外)

※支給は申請から3カ月程度かかります。※医療費を支払った日の翌日から2年を過ぎると申請できません。

☎☎同課☎内線2388へ

子育て・教育

就学時健康診断通知書を発送しました

内容を確認し、必ず受診してください。

☎平成30年4月に小学校に入学するお子さん(23年4月2日～24年4月1日生まれ)

☎学務課☎内線3238

児童手当を振り込みます

10月10日(火)に6～9月分の児童手当を指定預金口座に振り込みます。

☎子育て支援課☎内線2753

児童育成手当を振り込みます

10月10日(火)に6～9月分の児童育成手当を指定預金口座に振り込みます。同手当は、ひとり親家庭などの経済的負担軽減のために支給する手当です(所得制限あり)。くわしくは、みたか子育てねっとホームページHPhttp://www.kosodate.mitaka.ne.jp/をご覧ください。

☎子育て支援課☎内線2751

受験生チャレンジ支援貸付(無利子)

学習塾受講費(200,000円まで)、受験料(高校27,400円、大学80,000円まで)を貸し付けます(返済免除制度あり)。

☎☎中学3年生、高校3年生などのお子さんを養育し、一定要件を満たす方

☎☎電話連絡のうえ、必要書類を三鷹市社会福祉協議会☎46-1108へ

西多世代交流センターの催し

◆乳幼児のおそびひろば

☎☎乳幼児タイム=開館日の午前9時～午後1時、サークルタイム=月～土曜日午前11時15分～11時45分、乳幼児向け秋の運動会=10月4日(火)午前11時から

☎☎当日会場へ

◆子ども料理教室「トーフDEだんご」

※手話の表示がない事業でも市の主催事業では、希望により手話通訳者または要約筆記者を派遣します(開催日の1週間前までに事業の担当課へ要申込)。